

## 屋外広告物許可申請手続きについて（新規申請）

注意事項をよく読み、必要な書類を作成して確認し、正副2部を提出してください。

※手数料は、審査後に納付書を郵送しますので、金融機関で納付してください。

	提出書類	注意事項	確認
必ず提出するもの	屋外広告物許可申請書 *市のHPからダウンロードできます。	● 様式第1号 ➤ 備考欄に申請に係る問い合わせ先を記入してください。	<input type="checkbox"/>
	案内図	● 広告物の表示・設置場所がはっきりと確認できるもの。 ➤ 案内広告物は、①案内する事業所等の場所、②設置場所から案内先への経路・距離、③案内図を表示する方向 を記入してください。	<input type="checkbox"/>
	仕様書及び設計書	● 高さ・面積・構造・材質が確認できるもの。 ➤ 屋上広告は設置する建物の高さや広告物の高さがわかるもの。 ➤ 壁面広告は壁面面積と各広告物の面積がわかるもの。 ➤ 野立広告は掲出する板面の面積や地盤面からの高さがわかるもの。	<input type="checkbox"/>
	色彩及び意匠を表す図面等	● 表示内容のわかるもの。 ➤ 許可が必要な広告物すべてに対し、色彩の基準があります。審査のため、 <u>広告物に使用しているすべての色</u> についてマンセル値がわかるものを提出してください。 ➤ 野立て案内図板は、案内表示の部分、それ以外の部分を各々図示し、その面積と計算式を記入してください。 ➤ 野立て案内図板に商標登録してあるマーク等を表示する場合は、商標登録番号を記入してください。	<input type="checkbox"/>
	表示・設置場所周辺のカラー写真	● 表示・設置場所とその周辺の状況が確認できるもの。(近景・遠景) ➤ 野立て案内図板で隣接する看板がある場合は、相互間距離が確保されていることがわかる写真に、相互間距離を記入してください。	<input type="checkbox"/>
条件により必要なもの	土地・建物等の使用承諾書 又は契約書の写し	● 他人が所有・管理する土地・建物を借用して広告物を掲出している場合 ➤ その土地の利用について許可を受けていることが確認できるもの(広告物が道路(河川)を占用している場合は道路(河川)占用許可証)の写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>
	他法令の許可証等の写し (道路占用・自然公園法等)	● 他法令の許可が必要な場合 ➤ 許可証等の写しを添付してください。	<input type="checkbox"/>
	配置図	● 自家広告物の場合 ➤ 建物や道路境界線と広告物の関係がわかるもの。	<input type="checkbox"/>
	堅ろうな広告物管理者設置届 *市のHPからダウンロードできます。	● 様式第7号 ➤ 堅ろうな広告物(建築基準法に基づく確認が必要な広告物＝高さが4mを超えるもの)の場合。	<input type="checkbox"/>
	建築基準法の規定による確認済証の写し	● 堅ろうな広告物(同上)の場合。	<input type="checkbox"/>

**参考：書類を提出される皆様へ** 申請書等の作成(有償)に関する問合せ先・・・静岡県行政書士会 TEL:054-254-3003

《ご注意》行政書士でない方が、報酬を得て官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますのでご注意ください。（「業とする」とは、反復継続の意思をもって書類作成を行うことと解されています。）

【提出先・問い合わせ先】〒410-2292 伊豆の国市長岡 340-1 伊豆の国市役所 都市計画課（伊豆長岡庁舎別館 2 階）

TEL：055-948-2909 FAX：055-948-1468 E-mail：[tosikei@city.izunokuni.shizuoka.jp](mailto:tosikei@city.izunokuni.shizuoka.jp)